

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第61号

#### 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（55の2） 略</p> <p>（55の3） <u>薬事法第36条の4第2項の規定に基づく一般用医薬品の販売又は授与に従事する者の登録</u> 1件につき7,100円</p> <p>（55の4）及び（55の5） 略</p> <p>（55の6） <u>薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第36条の4第1項の規定に基づく動物用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するための試験の実施</u> 1件につき14,000円</p> <p>（55の7） <u>薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第36条の4第2項の規定に基づく動物用医薬品の販売又は授与に従事する者の登録</u> 1件につき7,100円</p> <p>（55の8） 略</p> <p>（55の9） 略</p> <p>（56）～（66） 略</p> <p>（66の2） 薬事法施行規則第159条の7第2項第1号に規定する登録販売者試験に合格したことを証する書類（薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第9号）附則第3条の規</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（55の2） 略</p> <p>（55の3） <u>薬事法第36条の4第2項の規定に基づく医薬品の販売又は授与に従事する者の登録</u> 1件につき7,100円</p> <p>（55の4）及び（55の5） 略</p> <p>（55の6） 略</p> <p>（55の7） 略</p> <p>（56）～（66） 略</p> <p>（66の2） 薬事法施行規則第159条の7第2項第1号に規定する登録販売者試験に合格したことを証する書類（薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第9号）附則第3条の規</p>

<p>定が適用される場合にあつては、<u>薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）第1条の規定による改正前の薬事法（第66号の5において「旧薬事法」という。）第28条第1項の許可を受けていることを証する書類）の交付（薬事法施行規則第159条の6の規定による通知と併せて行う当該書類の交付を除く。）</u> 1件につき650円</p> <p>(66の3)及び(66の4) 略</p> <p>(66の5) <u>動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）第115条の8第2項第1号に規定する動物用医薬品登録販売者試験に合格したことを証する書類（動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第8号）附則第14条の規定が適用される場合にあつては、旧薬事法第28条第1項の許可を受けていることを証する書類）の交付（動物用医薬品等取締規則第115条の7の規定による通知と併せて行う当該書類の交付を除く。）</u> 1件につき650円</p> <p>(66の6) <u>動物用医薬品等取締規則第115条の12の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付</u> 1件につき2,000円</p> <p>(66の7) <u>動物用医薬品等取締規則第115条の13の規定に基づく販売従事登録証の再交付</u> 1件につき2,900円</p> <p>(66の8) 略</p> <p>(67)～(92) 略</p> <p>(92の2) <u>土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可</u> 1件につき220,000円</p> <p>(92の3) <u>土壌汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新</u> 1件につき160,000円</p> <p>(92の4) <u>土壌汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の許可</u> 1件につき160,000円</p> <p>(93)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>定が適用される場合にあつては、<u>薬事法第28条第1項の許可を受けていることを証する書類）の交付（薬事法施行規則第159条の6の規定による通知と併せて行う当該書類の交付を除く。）</u> 1件につき650円</p> <p>(66の3)及び(66の4) 略</p> <p>(66の5) 略</p> <p>(67)～(92) 略</p> <p>(93)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1項第92号の次に3号を加える改正規定 土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号。以下「改正法」という。）の施行の日

(2) 次項及び附則第3項の規定 改正法附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の日

( 施行日前の汚染土壌処理業の許可の申請に係る手数料の徴収 )

- 2 改正法附則第 2 条の規定により改正法による改正後の土壌汚染対策法 ( 平成14年法律第53号 ) 第22条第 1 項の許可を受けようとする者が改正法の施行の日前に行う申請については、1 件につき220,000円の手数料を徴収する。
- 3 前項の規定により手数料を徴収した申請に係る許可については、改正後の鳥取県手数料徴収条例第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同項第92号の 2 に規定する手数料は、徴収しない。